

## 参 考

### ○ 地方交付税について

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域の住民にも一定の行政サービスを提供できるよう、地方の固有財源として、地方公共団体に対して交付されるもの。

#### <地方交付税の種類>

普通交付税 財源不足団体に対し交付

特別交付税 普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付

#### <普通交付税の算定方法>

普通交付税額  $\equiv$  基準財政需要額  $-$  基準財政収入額  $=$  財源不足額 (交付基準額)

基準財政需要額  $=$  単位費用 (法定)  $\times$  測定単位 (国調人口等)  $\times$  補正係数 (寒冷補正等)  
※ 各地方団体の標準的な財政需要を合理的に測定

基準財政収入額  $=$  標準的税収入見込額  $\times$  基準税率 (75%)  
※ 各地方団体の標準的な財政力を合理的に測定

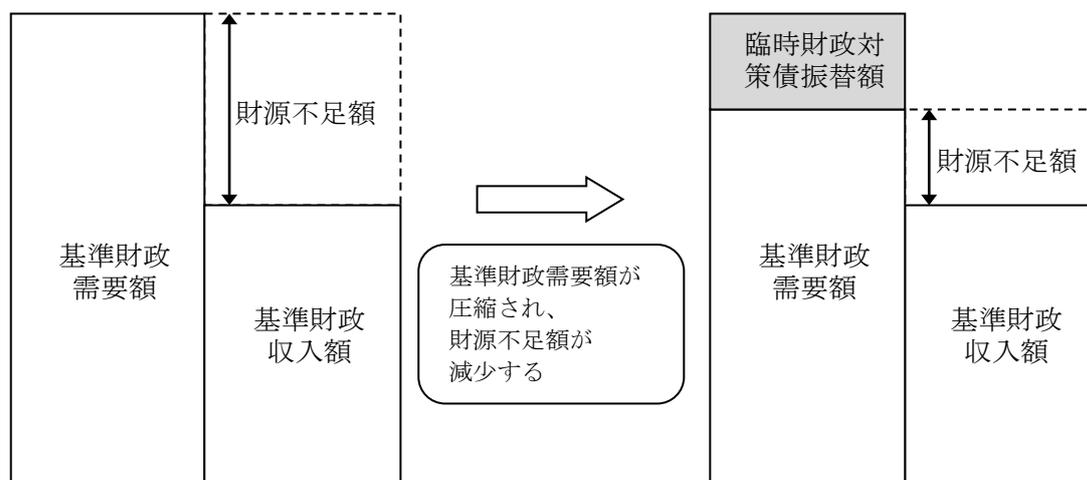
### ○ 臨時財政対策債について

臨時財政対策債は、地方の財源不足に対応するため、地方財政法第5条の特例となる地方債として発行するとされたもの。

地方交付税法附則第6条の2に基づき、算定された発行可能額相当額は基準財政需要額から除かれる。したがって、臨時財政対策債発行可能額が増加するほど基準財政需要額が減り、財源不足額が減少する。その結果、普通交付税が減少することとなる。

なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入されることとなっている。

#### <臨時財政対策債の仕組み>



※令和7年度は、平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額が生じないこととなった。